# 付帯メニュー定義書 【太陽光発電サービス割】

東京ガス株式会社

2024年4月1日実施

# 目次

1	実施期日	.:
	定義	
	適用条件	
	適用期間	
	割引内容	
	適用廃止	
7	特別割の定義書の変更および廃止	.7

付帯メニュー定義書【太陽光発電サービス割】(以下「本定義書」といいます。)は、当社の電気需給約款、電気料金メニュー定義書にもとづき計算される電気料金の一部を割引する取扱いを定めたものです。

本定義書で定める付帯メニュー(以下「本特別割」といいます。)は、「特別割引メニュー」です。

## 1 実施期日

本定義書は、2024年4月1日より実施します。

#### 2 定義

次の語は、本定義書において、次の意味で使用します。なお、電気需給 約款および各電気料金メニュー定義書において定義される語は、本定義書 においても同様の意味で使用します。

(1) 特別割引メニュー 付帯メニューのうち、「特別割引メニュー」として当社が指定したも のをいいます。

(2) ハイブリッド給湯器

「家庭用高効率給湯器」(以下「高効率給湯器」といいます。)、 「貯湯ユニット」、「ヒートポンプユニット」その他関連機器から 構成される機器をいいます。

(3) 高効率給湯器

エネルギー源として主に都市ガスを使用する機器であって、 次の全ての要件を満たすものをいいます。

- ① 居室に温水を供給するための給湯器であること
- ② 潜熱を回収するための熱交換器を有すること
- ③ 給湯熱効率が 90%以上であること
- (4) 貯湯ユニット

ヒートポンプユニットから供給する温水をタンクに貯湯する 機器をいいます。

(5) ヒートポンプユニット

エネルギー源として電気を使用する機器であって、 電動圧縮機や熱交換器等で構成されるヒートポンプにより、 貯湯ユニットに温水を供給する機器をいいます。 (6) IGNITURE ソーラー

当社が提供する、太陽光発電システム等の設備を設置または支給するサービスのことをいい、IGNITURE ソーラー(ランニングフリープラン)、IGNITURE ソーラー(フラットプラン)、ならびにずっともソーラーの総称を指します。

(7) あんしんWでんち

お客さままたはお客さまの二親等以内の親族の方が所有する建物の 屋根の上および敷地に、太陽光発電システム及び蓄電システム等を 当社が設置・所有・維持管理し、太陽光発電により発電した電力の 供給と、蓄電池による充放電機能等を提供するサービスをいいます。

(8) エコキュート

ヒートポンプを利用して蓄熱し、お客さまが給湯に使用するためまたは給湯とあわせて床暖房等に使用するために必要とされる湯温および湯量に沸きあげる機能を有する機器をいいます。

(9) 蓄電システム

IGNITURE ソーラー利用規約、もしくはあんしん W でんち約款に基づいて設置される蓄電池モジュール、パワーコンディショナ、蓄電池分電盤、その他蓄電池に関する機器等の総称をいいます。

(10) 太陽光発電システム

IGNITURE ソーラー利用規約、もしくはあんしん W でんち約款に基づいて設置される太陽光発電モジュール、接続箱、パワーコンディショナその他太陽光発電に関する機器、および電力量を計量する計測装置類等の総称をいいます。

なお、当社は太陽光発電システムと蓄電システムのパワーコンディショナ両方を兼用するハイブリッド型パワーコンディショナを使用する場合があります。

#### 3 適用条件

- (1) 当社は、以下の①から⑥までのすべての条件を満たす場合に、本特別割を適用します。ただし、当社が別途認めた場合はこの限りではありません。
  - ① 2022年11月以降に、新たに当社とIGNITUREソーラーまたはあんしんWでんちのいずれかを契約していること。
  - ② 当社の電気料金メニューの基本プラン、ずっとも電気 3 のいずれかが適用されること(以下、適用されている電気料金メニューを「付帯する電気料金メニュー」といいます。)。

- ③ 当社指定の方法にて電気需給契約の申し込みおよび本特別割の申し込みを行い、当社が承諾していること
- ④ ①のサービス提供地点と②の電気の需給契約地点が同一であること。
- ⑤ お客さまが当社が電磁的方法により提供する会員サービス(当社が指定するものに限ります。)に加入し、メールアドレスと、本特別割の適用を受ける電気需給契約にかかるお客さま番号を登録すること。
- ⑥①ないし⑤の条件が満たされているかどうかを確認させていただく場合において、正当な事由がない限り、当社がお客さまの敷地内、建物内に立ち入ることについて承諾していただけること。
- (2) 上記(1)にかかわらず、お客さまが本特別割以外の特別割引メニューの適用を受けている場合は、本特別割を適用できないことがあります。
- (3) 本特別割は特別割(ハイブリッド給湯器版)との併用はできません。

#### 4 適用期間

- (1) 本特別割の割引の適用開始日は、以下のとおりとします。 本特別割のお申し込みを当社が承諾した日。
  - なお、3 (適用条件) (1) ただし書にもとづき当社が別途特別割の適用を認めた場合、適用開始日を、当社が特別割の申し込みを承諾した後、所定の手続きが完了した日以降に到来する最初の計量日とする場合があります。
- (2) 当社は、お客さまから本特別割の適用に必要となる情報を提供いただけない等、当該割引の適用に向けた手続きに支障がある場合は、(1) に定める適用開始日に特別割の適用を開始できないことがあります。
- (3) (1) ただし書きに基づいて、付帯する電気料金メニューの適用開始日と本特別割の適用開始日が異なる場合、本特別割の適用開始にともない、当社がお客さまに対して供給条件の説明および書面交付ならびに供給開始後の書面交付を行う場合の取扱いは、電気需給約款 4 (本約款等の変更) (2) および(3) に準じます。
- (4) 本特別割の適用期間は、IGNITURE ソーラーまたはあんしんWでんちの契約終了後最初に到来する電気の計量日に終了します。なお、電気の計量日に IGNITURE ソーラーまたはあんしん W でんちの契約を終了した場合には、その翌日以降最初に到来する電気の計量日に適用を終了するものとします。

#### 5 割引内容

当社は、お客さまが 3 (適用条件) に定める本特別割の適用条件を満た

す場合には、以下の通り電気料金を割引きます。

- (1) 電気需給約款 15 (電気の使用期間) に定める電気の使用期間の初日 の翌日が、本特別割の適用期間に属する場合、原則として、当該使用 期間の電気料金の計算に(2)の割引内容を適用します。
- (2) 本特別割が付帯する電気料金メニューの毎月の基本料金(税込)と電力量料金(税込)の合計(付帯メニューの適用がある場合は、「特別割引メニュー」を除くすべての付帯メニューを適用した後の合計額)から、機器の導入状況により、下記表のとおり割引きます。なお、割引額は、小数点以下切り捨てとします。

導入サービス	割引額
IGNITURE ソーラー (太陽光発電システム単体)	2%
IGNITURE ソーラー(太陽光発電システム+ハイブリッド給湯器)	3%
IGNITURE ソーラー (太陽光発電システム+エコキュート)	3%
IGNITURE ソーラー (太陽光発電システム+蓄電システム)	3%
IGNITURE ソーラー (太陽光発電システム+エコキュート+蓄電システム)	3%
IGNITURE ソーラー (太陽光発電システム+ハイブリッド給湯器+蓄電システム)	3%
あんしんWでんち	3%

#### 6 適用廃止

当社は、以下の各号の場合には、本特別割の適用を廃止します。その場合の適用廃止日は、以下のとおりとします。

- (1) 電気の契約を解約する場合
  - 電気需給約款 31 (お客さまからの電気需給契約の解約) または 32 (当社からの電気需給契約の解約) による解約日
- (2) 本特別割が付帯する電気料金メニューを変更する場合(適用条件を満たす他の電気料金メニューへの変更の場合も含みます。)
  - 変更後の電気料金メニューの適用開始日の前日
- (3) IGNITURE ソーラー、またはあんしんWでんちの契約を解約する場合 お客さまからの申し出または当社都合による、IGNITURE ソーラー、ま

たはあんしんWでんちのサービス適用廃止日以降に到来する電力需給の計量日。

(4) 上記(1)~(3)以外の事由による場合

当該事由発生日の直後の電気の計量日なお、当該事由発生日の直後の電気の計量日までの間に電気の契約を解約した場合は、(1)で定める解約日

### 7 本特別割の定義書の変更および廃止

- (1) 当社は、本定義書を変更または廃止する場合には、電気需給約款 4(本 約款等の変更)(1)に準じます。
- (2) 本定義書の変更または廃止にともない、当社がお客さまに対し、供給条件の説明、契約締結前の書面交付および契約締結後の書面交付を行う場合は、電気需給約款 4 (本約款等の変更) (2)および(3)に準じます。